

平成26年6月3日（火）

## 佐世保市障がい福祉計画について

## 1 根拠法令

名称	根拠法令	法令で定める名称	内容
障がい福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法 以下法という）第88条	市町村障害福祉計画	障害福祉サービス等の確保に関する実施計画

## 2 計画策定の基本的視点（計画の位置付け・期間等）

「障がい福祉計画」は、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図ることを目的とした、3年を1期とした短期の計画である。

現計画は第3期計画であり、平成24年度から平成26年度を計画期間に、本市における障害者のための施策に関する基本的な計画である「障がい者プラン」と一体として策定しており、今年度が現計画の最終年度になるため、次期計画の策定が必須となる。

なお、障がい者プランは本来5年～10年間の中長期的計画であり、現時点で変更する必要がないと思われるため、今回は障がい福祉計画のみの策定とする。

次期計画は、現基本方針の基本的理念、計画に定める事項等については第3期計画と同様であるが、事項の追加及び最近の新規施策等の計画への反映が予定されている。

## 3 計画策定・実施期間について

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者プラン計画（平成16年度～）					第3期障がい福祉プラン策定年度			第4期福祉計画策定年度			第5期障がい福祉プラン策定年度
第1期福祉計画策定年度	第1期福祉計画期間										
		第2期障がい福祉プラン策定年度	障がい者プラン・第2期福祉計画期間								
						障がい者プラン・第3期福祉計画期間			障がい者プラン・第4期福祉計画期間		

現計画の期間 平成24年度から平成26年度まで

次計画の期間 平成27年度から平成29年度まで

## 4 現計画の主な内容

【障害福祉サービス等の事業量の見込み】

- 〈1 平成26年度の目標値〉
  - (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
  - (2) 福祉施設から一般就労への移行
  - (3) 就労移行支援事業の利用者数
  - (4) 就労継続支援（A型）事業の使用者の割合
- 〈2 事業量見込み〉
  - (1) 障害福祉サービス等の事業量見込み
  - (2) 地域生活支援事業の事業量見込み
  - (3) 児童福祉法上のサービス事業量見込み

## 5 計画策定のポイント

### 【基本的理念】

障がい者等の自己決定と自己選択の尊重  
身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等  
地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

### 【計画で定めるべき事項：法88条2項】

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

### 【第4期で新たに追加されるもの】

〈障がい福祉計画に関する事項の追加〉

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めること。また、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携に関する事項を定めるよう努めること。
- ② 市町村は、障がい者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努めることとされた。
- ③ 定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行うこと

〈最近の新規施策等の計画への反映〉

政策的な観点からの基本指針への新規記載のほか、下記にあるように現行から大きな変更等が考えられる事項の反映

- ① 居住支援
- ② 精神障がい者の退院促進
- ③ 障がい児支援
- ④ 計画相談支援
- ⑤ 障がい者虐待防止